

請求番号：170650

国名：インドネシア

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：地方分権化における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 1.10/M、合計 1.85M/M
- (3) 業務日数：

第一次準備期間	第一次現地業務期間	第二次準備期間
5日	20日	5日
第二次現地業務期間	整理期間	
13日	5日	

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月20日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月6日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
	(計100点)

類似業務	母子保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアは人口動態及び疫学上の移行期にある。保健指標は全体的に改善傾向にあるが、非感染性疾患のリスクが増大しており、感染症の疾病負担も依然として高い。また母子保健関連指標は ASEAN 諸国の平均値を下回っている。

保健医療サービスについては、質・量ともに地域間格差が大きく、人材育成・サービスの拡充が課題である。GDP に占める保健予算は 2.8%と低く、医療施設・医療従事者数ともに増加はしているが、人口比において世界保健機構（以下、「WHO」という。）の推奨レベルに達していない。

母子保健については、5歳未満死亡率は、2015年に1990年比で約3分の2減少したが（1990年97、2015年27.2）、5歳未満児の死亡の約半数が生まれて1か月以内に起こっており、新生児向けの対策が必要である。医療従事者の立会いによる出産と妊産婦死亡、新生児死亡には負の関係があるといわれているが、インドネシアでの医療従事者立会出産は9割弱となっており改善の余地がある。この他、子どもの栄養不良も深刻な課題であり、5歳未満児の36.4%が成長阻害、13.5%が消耗症である一方、11.5%が過体重で、いわゆる栄養不良の二重負荷の問題がある。

母子保健関連指標についても地域間格差が大きい。例えば、乳児死亡率（対1000出生）は、最も低い東カリマンタン州は21、最も高い西パプア州は74と、3倍以上の差があり、地域間格差の解消がインドネシアにおける母子保健のさらなる改善において喫緊の課題となっている。

インドネシア保健省（以下、「保健省」という。本件のカウンターパート機関）が実施した調査（Indonesian Basic Health Survey: RISKSDAS、2010年）によると、母子手帳を利用している母親の方が、母子手帳を利用していない母親よりも、母子保健サービスを利用していることが確認されている。一方で、母子手帳の利用率は2007年の38.4%から2010年の55.2%に向上しているものの、更なる改善の余地がある。また利用率についても地域間格差が大きく、最も低い西パプア州は23.1%、最も高いジョグジャカルタ州で81.6%となっており、ここでも格差の解消が課題となっている。

保健省は、保健省戦略計画（Strategic Plan of the Ministry of Health 2015-2019。以下、「RENSTRA」という。）において、「母子保健と栄養」を重点事項の一つとし、施設分娩率、出生後48時間以内の受診率、4回の産前健診受診率等について2015年から2019年までの毎年の目標値を設定し、取り組んでいる。母子手帳については、そ

の活用を保険制度の中に位置づけ、SDGs のための継続ケアのツールと位置付けている。

また、JICA の支援のもと母子手帳をいち早く導入した国の一つとして、保健省は2007年から2フェーズにわたり第三国研修を通じて他国への協力を実施するなど、母子手帳に関する国際的な貢献にも取り組んでいる。例えば、インドネシア政府はイスラム協力機構（OIC）国への支援を進める中で、その達成度合いを測る指標として母子手帳導入国数を挙げている。インドネシア政府は南南協力を推進しており、母子手帳はその柱（national priority）の一つとされ、2018年度以降、母子手帳の南南協力に係る予算が増額される見込みである。

この状況の中、以下の2点を目的とした技術協力プロジェクトが要請された。

- (1) 第三国研修実施支援に加えて、インドネシア保健省及び州・現場レベルでの母子保健担当者及び医療従事者の能力強化、国内外への母子手帳普及活動の中核拠点機能の強化を行い、母子手帳に関するインドネシアの国際的な発信・貢献力を強化及びインドネシアにおける母子継続ケアの強化を図ること。
- (2) インドネシア国内の地域間格差の減少に資するような方策（母子手帳電子化含む）検討も支援し、インドネシア国内での母子手帳のさらなる運用の促進を通じたヘルスシステム強化を図ること。

この要請を受け、1) 協力の枠組について実施機関等と協議、合意すること、2) 本格協力の実施に必要な関連情報の収集・整理を行うこと、3) 本格協力の実施方法、留意事項等について確認し、計画策定結果に纏めることを目的とした詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当業務に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第一次国内準備期間（2017年10月上旬～中旬）
 - ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
 - ②上記を踏まえ、担当業務に係る調査計画・方針（案）を次の点に係る情報収集を含めて検討する。
 - ・インドネシアにおける母子手帳普及の現状と課題
 - ・インドネシア国内外への母子手帳普及活動の中核拠点の検討・準備状況
 - ・第三国研修実施上の課題
 - ・インドネシアにおける母子手帳の電子化の必要性・可能性
 - ③関連分野における他ドナーの協力についての資料・情報の収集、分析を行う。
 - ④インドネシア側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票はJICAインドネシア事務所を通じて現地調査前に配布する。
 - ⑤調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 第一次現地業務期間 (2017年10月中旬～11月上旬)

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 本調査の趣旨・実施方法について、インドネシア側に説明を行う。
- ④ 事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) インドネシアの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 母子保健に関する開発動向とインドネシア側実施体制 (組織・予算・人員等)
 - ウ) 他ドナー・機関による関連する援助動向
 - エ) インドネシアにおける母子手帳普及の現状と課題
 - オ) インドネシア国内外への母子手帳普及活動の中核拠点の検討・準備状況
 - カ) 第三国研修実施上の課題
 - キ) インドネシアにおける母子手帳の電子化の必要性・可能性
- ⑤ 担当業務に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所等に報告する。

(3) 第二次国内準備期間 (2017年11月中旬)

- ① 収集資料の整理・分析 (収集資料リスト作成や、第一次業務で回収した質問票回答取りまとめ) を行なう。
- ② 要請内容に基づき、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operations) 案 (和文・英文) を検討する。
- ③ 事業事前評価表 (案) (和文・英文) を検討する。
- ④ 第二次現地調査で収集すべき情報を検討する。第一次現地調査で収集できなかった情報がある場合には、不足している項目、内容を整理し、第二次現地調査で収集すべき情報に含める。
- ⑤ 国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ⑥ 第二次現地業務用の相手国側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。質問票は JICA インドネシア事務所を通じて事前配布する。

(4) 第二次現地業務期間 (2018年1月上旬～中旬)

- ① JICA 事務所を通じ、あらかじめ配布した質問票の回収を行い、その内容を分析する。
- ② 状況に応じて、第一次現地業務での C/P との協議事項にかかるフォローを行う。
- ③ 調査団及びインドネシア関係機関と協議の上、PDM (案) (和文、英文)、PO (案) (和文、英文) を更新する。
- ④ インドネシア関係機関との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) (案) (英文) 及びミニッツ (M/M: Minutes of Meeting) (案) (英文) への取りまとめ作業に協力する。
- ⑤ 評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文、英文) の作成に協力する。
- ⑥ 担当業務にかかる現地調査結果を現地 JICA インドネシア事務所等に報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2018年1月下旬)

- ① 収集資料の整理・分析 (収集資料リスト作成や、質問票回答の取りまとめも含む) を行う。
- ② 事業事前評価表 (案) (和文・英文) を更新する。

- ③帰国報告会に出席し、担当業務に係る報告を行う。
- ④担当業務に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、他の団員の担当分も含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
本契約における成果品は（１）とする。

- （１）担当業務に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- （２）質問票（英文）
- （３）PDM（案）（和文、英文）、P0（案）（和文、英文）
- （４）事業事前評価表（案）（和文、英文）
- （５）面談者リスト・面談記録
- （６）収集資料一式

※（１）～（５）はすべて電子データで提出する。（６）のうち、電子データで入手したものは電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。国内航空券に関してはJICAインドネシア事務所が手配し、現物支給とします。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は第一次調査：2017年10月16日～11月4日（20日）及び第二次調査：2018年1月8日～20日（13日）を予定していますが、前後数日間に変更になる可能性があります。

第一次調査は、本業務従事者のみで実施していただく予定です。他の調査団員は第二次調査に参加予定ですが、本業務従事者は、他の調査団員に数日～1週間程度先行して第二次現地調査を開始していただくことを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア）総括（JICA）
- イ）母子保健（JICA）
- ウ）評価分析（コンサルタント）※本業務従事者

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア）空港送迎
あり

イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上
なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、他の団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

(TEL:03-5226-8364) にて配布します。

ア) 要請書

イ) Strategic Plan The Ministry of Health Year 2015-2019 (Decision of the Minister of Health of the Republic of Indonesia Number HK.02.02/MENKES/52/2015) (JICA インドネシア事務所による英語への仮訳版)

②本業務に関連する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

ア) 母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト事後評価報告書

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0600435_4_f.pdf

イ) 母子保健事業における母子手帳活用に関する研究-知見・教訓・今後の課題-
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005184.html>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとしません。)

ア) 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

イ) 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本調査を受注した法人及び個人は、当該事業本体の受注・受注企業への参加を認めません。

以上